

参議院文部委員会會議録第三十二号

昭和二十九年四月三十日(金曜日)午前
十時五十八分開会

出席者は左の通り。

委員長 川村 松助君
理事 加賀山之雄君
加賀山之雄君
荒木正三郎君
相馬 助治君

委員

雨森 常夫君
木村 守江君
田中 啓一君
高橋 衛君
中川 幸平君
横川 信夫君
杉山 昌作君
高橋 道男君
岡 三郎君
高田なほ子君
永井純一郎君
松原 一彦君
長谷部ひろ君
須藤 五郎君
野本 品吉君

国務大臣

文部大臣 大達 茂雄君
国務大臣 緒方 竹虎君

政府委員

文部省初等
中等教育局長 緒方 信一君

事務局側

常任委員 竹内 敏夫君
常任委員 工業 英司君
常任委員 会専門員

本日の会議に付した事件

○義務教育諸学校における教育の政治
的中立の確保に関する法律案(内閣
提出、衆議院送付)

○教育公務員特例法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(川村松助君) では只今から
文部委員会を開会いたします。

教育公務員特例法の一部を改正する
法律案、義務教育諸学校における教育
の政治的中立の確保に関する法律案に
ついて御審議を願います。

○相馬助治君 私は議事進行の件に関
連して、一二のことを委員長に申し上げ
て御協力を得たいと思います。

先ず一昨夜の委員会においては、発
言者であつた岡君が反対し、並びに自
由党の諸君からも反対の声があつたに
かかわらず、私は時間的な関連から見
て、強引に散会の動議を出し、委員長
の御明断によつて一昨日の夜の委員会
が打ち切られた。かように存じておりま
す。そこでこの問題は岡君ほか相当未
だ質疑が残つていゝというふうに考え
ておりますが、その前に先ず私は委員
長に時段をお願いしておきたいと思いま
すことは、先の話合ひによりまして、
この二つの法案が本会議に上程され
ました場合に、各党派より政府に向つ
て質疑を展開されました。私の記憶に
よりますれば、自由党の代表者以外の
かたは、即ち緑風会、河派社会
党、改進党、無所属クラブの諸君はい
ずれも内閣総理大臣を要求していたよ

うに記憶しております。併し当時内閣
総理大臣は病中であられたために、こ
の重大なる法案をこのまま放置するこ
ともできない。併し我々としてはどう
しても内閣の責任者である吉田首相の
見解を質したい。そこで議運において
はその間の事情を勘案して、いづれ文
部委員会に内閣総理大臣の出席を煩わ
すことにするから、今般はその要求は
緒方副総理を以て代えて頂きたいとい
う連絡を當時私は受けて、止むな
くこれに同調し、従つて議運の席上に
おいて、文部委員会が開かれた場合に
は吉田総理大臣が出席するといふ含み
の下にあの質疑を展開されたといふ含み
は承知しております。従いまして、こ
の委員会には内閣自身の御都合もあら
れると思ひまするので、時間を私ども
から正確に区切ることは不可能であら
うと思ひますが、内閣総理大臣の出
席を要求している信念にはいささかも
変りはありませんので、この点につい
ては委員長において適当に一つ御処置
をお願いしたい、かように存じます。

第二点は、本院で只今の問題になつ
ておりますのは、いわゆる三派修正
によるものであつて、衆議院の回付案
であります。これには政府自身の意図
加える修正者の意図といふものがあり
ますので、本委員会において修正者
の御出席を煩わして、これらのかたが
たの意思が察知にあるやを尋ねた
といふ意見が当時永井委員、高田委
員等から出ていたと記憶いたします。
従つてこれも必要ある場合には、そし

て又それらの委員の要求が変らない場
合には煩わさなくちやならないとかよ
うに存じておるわけでありませう。で今
緒方副総理がここにお出かけ下さるよ
うに委員長において交渉中であると聞
いておりますが、これは是非お出か
けを願ひたい。でその場合においても
例の参議院の警告案と関連して是非出
て頂きたいと、当時私も主張いた
しましたが、これは私自身の考えです
が、先ほど座談の折にも中川委員から
も申されていたようであります。が、
その点に關して私も現在心算が變つて
おるのであります。即ち警告案とこの
二法案との関連については是非ここで質
したいとするのは、議運における最終
的な決定線といふものがいまだ出てい
なかつたし、議論が十分尽くされてい
なかつたからなのであつて、そこで私ど
もはこの委員会において徹底的にこれ
はお尋ねしなくちやならないといふ建
前を持つておりました。で私は當時文
部大臣にこの点について尋ねてそれぞ
れ答弁を得たのであります。この関
連においてのみ緒方さんに出て頂く
といふのではなくて、法案自身につ
いても質問等があつて要求してゐるかた
がたもあるものであります。併しま
あ警告案と連関して緒方さんの見解を
承わりたいとする人もあるものでありま
す。そこで委員長においては是非と
も明快ならしめて欲しい点があるの
であります。即ち私は委員長の議事運営
に協力する意味であらうかじめ申して
おくのであります。本日ここに緒方

さんが出るというのは警告案に關連し
て、二法案の審議についての必要上政
府の見解を尋ねたいとする四日ほど以
前の我々の要求に基いて、その要求が
今日まで生きてゐるとなして委員長は
ここに出席を求めているのか、或いは
吉田内閣総理大臣が何らかの御都合で
出られないために副総理を以て當てる
という意味合ひで緒方さんをここに
そうとしておるのか、この点だけは明
快にして頂きたい。これは副総理をこ
の政府委員の席に据えてから、今日は
どういふ資格で出て来たのであるかど
うか。それから呼びに行つた委員長の
意思と我々の意思とが食い違つてた
ごたすといふことは、法案審議の時
間を著しく阻害するので、質問がう
んと山ほどある我々としては甚だ迷惑
なのであります。この点だけを一つ
委員長において明快に我々にきめてお
くほうが議事進行上よろしいのではな
いかといふので、あえてこの点に觸れ
ておきたいと思ひます。従いまして、
私が今長々としゃべつたことは、二つ
の要求と一つの疑問を持つておると
いうこと。そうしてそれらの点につ
いてそれ／＼明らかになつておること
が本委員会を円滑に進める道であらう
と思ひますので、あえて議事進行上の
発言として以上の見解を被陳しておき
ます。

○委員長(川村松助君) お答えいたし

ます。緒方副総理の出席については、
一つには総理大臣がどうしても出られ
ない場合は緒方副総理でもよろしい

という意見のかたもありましたので、これも含んでおります。同時に第二段の御要望になった当委員会の委員のかたの御要求のこれも含んでおります。私の考えではそういう考えで緒方副総理の出席を待つておるわけであります。

○松原一彦君 私は病気で長く休んでおつて勝手なことを申すようでありますが、この法案は政府でも非常に重大法案だと見ておいでになるようであります。私も日本の五十万の教育者を生かすか殺すかといったような影響を持つ法案だと見ております。従つてこの法案の取扱いは私は必ずしも議事を引延ばしたり妨げたりしようとするような意思は少しもございませんが、よほど慎重に、ただ強引に敷で押切つたというやうなことでなくして参議院は教育を尊重するの余りに念には念を入れて、最後の最高の線でこの法案をまとめ上げたということが、はつきりせられるやうな態度をとつて頂きたいと思ふ、と申しますことは、衆議院で一応修正線が出ておりますが、私の所属しております改進黨では更によりよき修正を加えて行つてよいという私は承認を得ております。衆議院が十七億も金を使つてあの膨大な審議機関を持つておりますが、それでも足りないで更に十一億の金を使つて参議院のあるゆえんは、十二分に重大なる立法の審議に念を入れるためであると私は信じております。殊に教育法案のごときは、教育に關係する法案のごときは、この際において私は特別に御考慮を皆さまにもお願いを申し上げたい。日本が今復興の途にあつて、取急ぐものは何かという、勞使方面において

は勞使の休戦によるところの生産の増強である。経済方面においては全國民の協力によるところの年次計画による経済の復興である。同時に精神方面におきましては、全教育者が本心に心から日本の復興に對して協力する態度でなくてはならぬと思ふ。この点につきまして私はとくと副総理とも御相談をして、野党の諸君にも考へて頂きたい。与党の諸君にも是非御考慮を願いたいものを持つてゐる。ただお義理一遍の討論で、結論はわかつてゐるけれども片付けるといふことであつてはならぬと思ふのです。どうしてもこれは日本の全教育者を心から祖国復興のために教育によるところの、第一義諦によつて働いてもらなければ立つて行かないのであります。そういう大事なときに當つて、教育者の意氣を沮喪せしめ、昔のやうな、政治には無關心で通すほうが利口だといつたやうな態度に立ち降えさせることはどうしても避けなければならぬ。行き過ぎがあつてはならないが、行き足らないでもない。どこに我々は眞の日本の教育道を発見するかといふことで、参議院は親切に、これに審議の念を入れて、

そうしていい法案ができたとなつて頂くやうに私は受取つてもらわねばならぬと思ふのであります。そういう点でただ強引に押しきつたというのでなしに、念を入れるために委員長は是非適切なお取扱ひを頂きたい。決して私は無理な引延しをしやうなんていうことは毛頭もございせんから、私にもなお若干の質疑の時間を与えて頂くやうにお願いする次第であります。○相馬助治君 私の質問に對して川村委員長からお答えあつたことの趣旨

は、緒方副総理のここに出るのは、緒方副総理に質問があるとする議員の要求と、……委員長に話してゐるのです。○委員長(川村松助君) わかつていま

○相馬助治君 それから吉田首相の出席を願ひたいとする議員の要求との兩者を満すものであるという見解でその出席を求めていると、かような返事と承りました。委員長としちや多分そういうふうにお考えであらうと私も思つております。又議員の中にはそれではよろしいんだとこゝろに考へてゐるかたもあると思ひます。ところがその考へ方は非常に、円満に行つた場合には非常にそれでよろしいのであります。それが、これが委員長もちよつと触れられたやうに、吉田内閣総理大臣がどうしても出られないときには副総理でも止むを得ないからといふ委員と、それからいふやうな委員と、こゝろに考へて来いといふ委員と、こゝろのこゝろあるわけですね。そこで問題は、どうして出て来れないかといふ理由が、大方の諸君によつて納得されるならばそれでいいと思ふのです。一人、二人の者が何でもかんでも出て来いと言つて見たところではこれはどうにもならぬことは前例で明らかなんです。併しその辺の事情が委員長が呑み込んでこゝろに考へて、さつぱりこの割切つてこちら側では考へていないといふことを私は心配してゐるわけなのであります。即ち私自身の見解から言へば、吉田内閣総理大臣の出席は私は飽くまで煩わします。併し、飽くまでと申して見ても、何びとも納得するやうな事情、即ち病氣、そうしてその病氣であ

ることが外に現れた形の上ではつきりしてゐるというやうな場合には、私はそれでも出て来いといふやうな無茶は申す氣持はありません。併し明らかにすれば出られるのだという状態で、併し面倒だから緒方副総理で代えて置くのだといふやうに私は判断される限りにおいては、私は飽くまでも吉田内閣総理大臣の出席を要求する。少くともこの一般質疑の時間中に要求しなければならぬ、こゝろに考へたことでも、先ほど松原委員の申されたことも含みとして慎重にこの両法案を取扱う意味合からこれらの点について善処を願ひたいし、又この委員諸君の了解を願ひたいし、受けて、こゝまで参つたほどに円滑に行くやうな動きを是非されることがよろしいと考へるに思ふので、私は委員長の議事進行に協力する意味で以上のことをあえて申上げておきたい、かような所存で申上げたわけでありませう。

○委員長(川村松助君) 緒方國務大臣が見えましたが、御質疑があるかたは御発言願ひます。岡君がさつきから求めておられましたから、岡君。○岡三郎君 私は本日は吉田総理に要求してゐたわけですが、併し緒方副総理がおいでになつたので、関連した事項について一、二を聞いて、他のかたの御発言もあるやうですから、さういふふうにしたしたいと思います。第一は、この今回の檢察庁の逮捕請求に伴う大審法官務大臣のとつた措置によつて、一応佐藤自由黨幹事長の逮捕が延期されておるわけですが、その間に緒方副総理は新聞紙上並びに本参議院の議運においても、重要法

案の審議終了までは撤回しないといふやうに仰せられておるわけですね。それとその重要法案をつぶさに検討して見るといふと、先に通過したMSA協定、防衛二法案、警察法、又本委員会に現在審議中の教育二法案、こゝろに考へて一応断言せられておるわけですね。この重要法案がなぜ重要法案なのか、更に政府みずから提案してゐる法案は数限りなくあると思ふわけですね。いづれもこれを重要と考へられて衆参両院に審議を煩わされておると思ふのですが、この特定の法案を限定して重要と言ひ切られたその所存、わけ、これを一つお尋ねいたします。

○國務大臣(緒方竹虎君) どういうものを重要と見るかどうかといふことは、これはいろいろ見方があらうと考へます。只今御質疑になりました法案を政府が特に重要法案と認めるのは、これは勿論政府の主観があります。が、政府としては今日の国内情勢から見まして、又防衛庁法が、これをMSAと関連して國際的な必要から特に重要と考へておるのであります。○岡三郎君 この教育法案自体を重要中の特に重要法案に入れたわけは、そのほか地方税なり、或いはその他いろいろの類の重要法案があると思ふのですが、この教育法案に關して重要であると言われたところの趣旨は如何なるものでありますか。○國務大臣(緒方竹虎君) この教育關係の二法案につきましては、所管の文部大臣から十分に御説明があつておると思ふますが、これを要しますに、教育の政治的中立性、これを確立したい。こゝろに趣旨から考へて

○岡三郎君 非常に通り一遍のお答えなんです、この二法案に対しての提案趣旨はそれ／＼述べられて来たわけですが、大連文部大臣は、このほか、給食法なり、或いは特殊教育の奨励なり、各種の法案を文部委員会に提出している。まあそういうふうな法案も同様だというふうに言っておられるわけですが、この文相の答弁はさておいて、警務法改正法案なり、或いはMSA協定等々と並列してこの法案を重要視しているというところに、私は問題の焦点があるのではないかと推察するわけですが、それはいかかつて昨年の池田・ロバートソン会談の問題と、並びに今後予定されている吉田首相の渡米との関連もあるのではないかとまあ考えるわけですが、昨年の池田・ロバートソン会談において、日本政府は教育および広報によつて日本に愛国心と自衛のための自発的精神が成長するような空気を助長することに第一の責任をもつものである」という、これを議定までしているわけですが、そうするといふと、現在の吉田内閣はですね、事、教育に

では十分承知しておりませんが、今日提出しております教育に関する二法案、これと直接の関係は全然ございませぬ。
○委員長(川村松助君) ちよつと待つて下さい。
速記をとめて下さい。
(速記中止)

○委員長(川村松助君) 速記を始めて下さい。

○岡三郎君 全然関連がないというふうに言われるし、まあ昨年の池田・ロバートソン会談は私的会談であるというふうな一応の通り一遍の御返答では満足できないのですが、併しこれ以上、そう言い切られる限りには追及しても無駄だと思いますので、それならばですよ、この教育法案というものが強く日本の教育界に影響を与え、而もその法案自体の内容というものが憲法に抵触する問題も相当あるし、或いは日本の教育界自体に不安動搖を与えるものであるというふうにも言われておるわけですが、これに対していろいろと提案趣旨が説明されておられるわけですが、現在の吉田内閣が指揮権を發動して、影響を与える法案をどうしても通さなければならぬというわけ、私はこれがわからないと思つておるわけですが、そのような無理をして、そうしてこの教育法案を通す。まだ国会の審議期間があるし、現在の政府自体としても会期を延長してまでも、他の重要法案と関連してこれを通そうというふうな意図が私はわからないわけですが、この提案の趣旨については、教員組合の行過ぎについてこれを是正するのだ、日本の全国に偏向教育が行われている

きらいがあるからこれを是正するのだ、こういうふうに言われておりますが、基本的に汚職頒発の現在の吉田内閣が、事重要だということと問題を取上げて、汚職を伏せてこの法案を通そうとする意図自体が私にはわからないのであります。アメリカの要請、或いは日本の再軍備の問題と連関し、そういうふうな重要な問題であるならば、これは何はさておいても吉田内閣がこの問題を通し、そうして池田・ロバートソン会談の結論として、吉田首相が渡米するまでにこれらの用意をし、担保を持つて、そして渡米しなければ、今後のMSAに伴うところの経済援助等も望み薄である。そういう日米間における関連上において、この問題を早急に取扱うというふうな関連から私はこの法案自体が重要法案であるというふうな認識をして参つておるのであります。が、そうでないと言われるならば、檢察指揮権を發動してこの法案を通さなければならぬ私はわけがわからないと思つておるわけですが、常時日本に現在偏向教育が行われているとは私は思わな

い。仮すに日時を以てすれば事、教育の問題は十分目的が……政府に偏向教育を取締る意図があるとしても、私はその趣旨が達せられると思つておるわけですが、そういうふうな考えます。が、緒方副総理は、この法案を急速に通さなければならぬわけをもう一遍おさつしやつて頂きたいと思つておるわけですが、これは教育法案を別に指揮権發動の問題とお結びつけ下さらんので、この教育法案はすでに質疑も殆んど終了間近になつてお

るように私は承知いたしておりますが、それとお結びつけ下さらんでも、御審議を願つて結構なんで、政府が何故にこの法案を特に重要と考へておるかということにつきましては、これは見方があろうかと考へますが、先ほども申し上げましたように、教育の政治的中立性がやや危い状況に置かれておるという所管大臣の認識から、是非ともこの法案を成るべく早く今日としては今国会において通したい、これが政府全体としての希望でございます。
○永井純一郎君 ちよつと関連して……私も総理大臣の要求を前からお願ひしておたのですが、おいでがなかなか願ひないので、副総理がおいでになりましたから簡明に関連質問です。これ、お伺ひしておきたいと思つておる。これをこれから申述べたいと思つておる。私が先ず一番わからないのは、この参議院の院議は、指揮権を發動したことをやめて、そうして諸議の請求を国会のほうに出したらどうかということ。これが政府は、本会議でも諸方さんがお答へになつたように、重要法案を通した案が入つていくかどうか、私は知らないと言つて、併し常識的には入つていくように思つて、まあこういう答弁です。御存じないともまあ言われればよくないわけですが、この教育二法案と逮捕諸議の請求を国会に持つて来るといつて来るといふことがどういふ一休関係であるのか、それがどうしてもわ

からないわけですが、具体的にこう考へてみると……そのところを率直に一つこれはどういふ関係があるのか、答弁して頂きたい。
○岡三郎君(緒方竹虎君) それはどれが重要法案かということと議連において質問されましたから、それでこれの法案は重要だと思つておる。このお述べになつた気持はよくわかりますが、直接その重要法案と指揮権の發動とか、逮捕を延期することが直接結びつておるということではなくて、そういう法案を、政府が重要と信じておる法案をこの国会において何とか通過成立させたい、そのためには今の政府を支持しております政友会が、政友会の体制が壊れる、その事態をこの法案の通過する間、必ずしも今の私が指摘しました重要法案だけでなくてもいいんですが、この国会の審議ができるように、この国会の会期まで、この重要法案のために延びるならば、会期の終りまで行くことがあるかも知れませんが、いずれにしても、政府が重要と信ずる法案をかけておるその審議状況が政友会の幹事長が逮捕されることによつて覆えされる、そういうことのないように、併しながら、その捜査の内容には決して立入らない。ただ、これは現行犯ではないし、証人保護の虞れもない、又逃走の虞れもないから、その間延してもらうというところで、それが特に何故に教育と関係があるかと言われるから妙な考へが出るかも知れませんが、政府の重要と信じた法案、信じておる法案、その審議を遂げた

法案というのは一体なんだと言われたから、議運でこれ／＼こう考えておる、そういうことを言つたのです。

○永井純一郎君 そすると、大分わかつて来たような気がするのですが、もう少しはつきりさせておきたいと思ひますが、佐藤幹事長が逮捕をされるという、今のお答では、今の政党内の体制が壊れる危険がある、こういう意味のことをおつしやられたと思うのですが、そうするとあれですか、与党の幹事長のいよ／＼逮捕許可の請求が国会に出て来るということになると、それをやはり拒否するわけにはいかん、そうして正式に逮捕されて行くと、政府は責任をとつて政党内の体制が壊れるというより言葉で言われましたが、やはり責任をそのときとるのだ、とらざるを得ないのだ、その前に併しながら重要法案は政府としては必要だと思ふから先に通しておきたい、率直に申上げるとこういうことなんですか。

○國務大臣(緒方竹虎君) 政党内、政府の幹事長が逮捕されたから政府が責任をとる、とらん、こういうことの法理的な因果関係は出て来ないかも知れませんが、政党内閣としては一つの致命傷だと思ひます。或いは今仰せられたような結論になるかも知れませんが、そういうことになる前に今の重要法案、これはできるものなら通したい。これは仮にその逮捕を延期いたしましたとしても、国会の審議如何によつて通るか通らんかわかりませんけれども、政府としてはこの法案を重要と信じておるだけに、できるだけ努力を傾けてみたい、そういうふうに考へるのであります。

○永井純一郎君 大分非常に正直に答へを願つて、大体わかつて参つたと思ふのであります。それだけの覚悟を持つて、佐藤幹事長の逮捕について覚悟をお持ちになつておるのならば、これは私はむしろ院議を尊重されるなら、それだけの覚悟を持たなければならぬ状態に政府と党があるならば、こういう重要法案を、もはや院議が、参議院におきましては、少くとも参議院に關する限りは、いやあ参議院が決定いたしましたから、この政府が提案してゐる重要法案に対して説明をして通過させる、説明をして通過させようという責任ある立場にもはやないという責任ある立場に参つておることにはなると思ふのです。併し院議を尊重すると言われおるが、尊重すれば、今私が申上げるように、重要法案を通すこと自体にもはや責任の立場にないのだということに私は逆になつておるのではありません、それでもとにかく重要法案は政府としては通しておきたい。そうしてそのあとで佐藤幹事長の逮捕が具体化した場合には、道義的な、政治的な責任をとるつもりでおるのだ、こういうふうに大体了承すればよろしいわけですね。

○國務大臣(緒方竹虎君) 院議が指揮権は不当である、過ちを改めろと御決定になつたことは、それは法案をもう審議しないという意味とは私はとらなないのでございませう。それは、ただこの指揮権の免職措置をとつたことを不当であるということでありませう。政府としては、そんならその指揮権の免職を院議に従つて撤回できるか、これは政府としてはできません。そこで、それから上のことは政府が總括的に、

政治的に責任を問われるということになると思ふのです。これは参議院の立場としてそういう何が私は可能でない。これは国会でも衆議院がその権能を持つておるの、その衆議院の権能の免職によつて政府がどう措置するかということですが、今の御決意になつた院議に對しましては、これは指揮権の免職に對しての直接の御批判であつて、これは院議をきめた以上は、この法案の審議はしないのだということに結びつくことは考へておりません。

○相馬助治君 関連して一点だけお尋ねしたいと思ふのですが、緒方副総理は本会議の質問に答えて、会期延長の意思はない、第一にこういうことを言つておられます。それから院議は十分尊重して参りたい、かようにも申しておられます。そこで具体的にお尋ねしておきたいことは、重要法案と申しまして、参議院の議運で申されたようでありませうが、私どもは重要法案云々は国会がその意思を決定するものであるとして、根本的に政府と見解を異にしておりませうが、今百歩譲つて、政府の見解を一応現実の事実として認めるとした場合においても、MSA協定であるとか、或いは機密漏洩に關する法律というふうな対外的に問題があり、對外的にどうしても日本の利益という点を考へて、政党政派を超越しても作り上げなくちゃならないとお考へになるものについて、通すために檢察庁法第十四条というふうな無理なことをやつた、こういう見方も一つあると思ふのです。そこで問題は、会期を延長しないということになると、警察法や防衛二法案や、機密漏洩に關する

法律案というのは大体通らなくなつて来ておると思ふのです、衆議院の事情からみると。そこで一番焦点に立つたのがこの教育二法案です。このことは何ですか。現在の段階においては教育二法案が本院において議了すれば、大体政府が目途とした重要法案は最小限通つたものと考えられるのですか。それとも会期延長の意思がないといつたほうが間違ひで、最近では会期延長やむを得ない、かように考へておるのですか。この点を承つておきたいのです。

○國務大臣(緒方竹虎君) 議案の審議状況、その見通しにもよりますけれども、教育二法案以外の先ほど私が申上げましたような諸案、これも政府としては重要で、是非この国会において通過成立させたいという考へておりますので、若しこれが会期延長によつて

審議が遂げられるという見通しがつきますれば、その時に会期の延長を考へなければならぬと思つております。先般私が本議場で申しましたのは、あの時は会期延長を考へていないといふことを申上げたのでございませうけれども、これはもう少し審議の模様を見た上で政府としては会期延長を考へなければならぬ事態になりつつあるのではないかと考へております。

○松原一彦君 緒方副総理に伺ひますが、私ども法律を作る時には、その法律が必ず行われることを期待して作らなければならぬという責任を持つと思ひます。物を始めるのはやさいけれど、これを守つて行くのはなかなかむずかしいので、特に参議院は立法のために念を入れる機関と心得てやつて参つておるのではありませんか、この法律の政府の意圖せられるところを文部大臣からたび／＼お聞きしまして、極めて単純なもの、あるいはありますものの、運営その他によつて及ぼす影響が非常に大きい。事教育そのものに關係するのでありますので、実は念を入れて見ておるのであります。それを先般のような指揮権等の非常の措置を講ぜられてまでお急ぎになる理由を私は私は見えないのであります。こういう法案はよほど念を入れて、特に對象であるところの教育関係者並びに父兄等の納得を得た後に仕上げるものでなくてはならぬと思ひますが、どうしてそんなに急ぎになるのであらうかと私は判断に苦しむのです。と申すのは、詳しいことは申上げませんけれども、先般、このお急ぎになる理由を、先般から承つたのでありますけれども、その実例はどうも當つていない

法律案というものは大体通らなくなつて来ておると思ふのです、衆議院の事情からみると。そこで一番焦点に立つたのがこの教育二法案です。このことは何ですか。現在の段階においては教育二法案が本院において議了すれば、大体政府が目途とした重要法案は最小限通つたものと考えられるのですか。それとも会期延長の意思がないといつたほうが間違ひで、最近では会期延長やむを得ない、かように考へておるのですか。この点を承つておきたいのです。

のであります。又私が資料要求をした
しましたが、最近において教育者の偏
向、政党に偏つた教育を行うという事
実、それに対するところの処罰、これ
は行政罰としてできるのであります。こ
れは全国的実例が上昇線を辿つて
おつてどうにもやりきれないから、止
むを得ずこの法律を出して抑えるとい
うような事実があるかどうかを資料を
求めましたがありません。資料はない
のみならず、むしろそれは逆の線を追
つておるうちに私には見られるのであ
ります。なぜこれを欄頭焦眉の急とい
うほどに非常手段までも用いて強引
に通そうとおやりになるのか、その理
由を承りたい。

なお、もう一つはですね、私も決
して邪魔をしようというのじゃない。
日本の復興を教育に求めようとしてお
る。であればこそ念を入れておるの
であります。そのためならば私はMS
Aの協定に伴う立法とかいう意味じや
ない、真に日本の復興のためによい教
育者を得ようという御意思であるなら
ば、これは継続審議等の方法によつて
延ばされていいものではないかと思
う。どうしても強引に通そうというこ
ころの私は政府のお考えがわからな
い。政府の求められるのはわかるの
です。求められるものと逆効果を生じは
しないかをひたすらに慮れる。かよう
な意味におきまして、どうしても会期
を延長してまでもこの法案を通さなけ
ればならないという理由、それからも
つと慎重に審議をして、次の国会を待
つという余裕のない理由を承りた
い。邪魔をしようという意思は毛頭あ
りません。そういう意味におきまして
副総理から、なお細かなことはまあ文

部大臣に伺いますが、復興期における
日本の教育者を救済するかすかの一つ
の境になつておるのであります。もう
少し考えまして頂けないかどうか、こ
れはまあ別に政府から命令を受けてや
るわけじやありませんけれども、私ど
もは御懇談を申し上げたい。

○國務大臣(緒方竹虎君) お答えをい

たしますが、政府としてしても教育の
二法案に限らず、如何なる法案につ
きましても政府が強引に是非ともこれ
を審議を遂げて賛成してもらいたいとい
うことは、これはできせんことであ
ります。又すべきことでもありません
し、現にそういう強引というような
ことは考えておりません。私はこの委
員会に初めて出席したものであります
が、十分にこの質疑等において委
曲を尽されておると承知いたしてお
るのであります。決して国会に向つて
政府が一方的に強引というようなこ
とは考えていないのであります。今の指
揮権の問題であります。これは教育
法案だけではないので、政府として
は先ほど来から重要法案と申してお
ります。これは政府の信念として是非
とも早く通過成立させたいという考
えがあります。その中には例え
MSAの協定と関連いたしまして、そ
れが成立たなければMSAの協定の効
力にも影響を及ぼし、例えば防衛庁法
案の防衛力の数字等も含まれておりま
す。この片一方の国際協定が
通つておきます以上、是非とも通過
させなければなりませんけれども、さ
せたいと思ひます。併しその他の
重要法案につきましても、この教育法
案については所管大臣から御説明がな

されていと思ひますが、これは政
府の信念としては是非通したい、か
うに考えておるのであります。それ
から先どう御審議下さるかということ
は、これは国会の御判断、御意思であ
つて、会期延長ということもありません
けれども、無限に会期を延長して今
お話になつた強引というやうなこ
は、これはもうできるものじやないの
で、その点はどうも国会の御立
た御判断に待つつもりであります。

○松原一彦君 勿論その通りであ
つて、別に我々が政府から命令を受け
て強引に押切られる理由はありません
けれども、今政府も又国民も最も熱心
にこの教育上の要求をしておるものと
するならば、よい先生を得たいとい
うことであらうと思ひます。今ここに請
願も参つておられますが、この人は身
も心も傾けて、私の所にはたゞ／＼来
ておるものであります。これは国民
の祝日として先生の日というものを制
定したいという請願です。人間を
作ることは國を造ることであり、平和
の道を開くことであり、やがて世界運
河へ教育こそ一切に先立つものである
という非常な熱意から、このかたはも
う産を傾けて、どうかよい先生を持
たい、尊い先生を持ちたい、權威のあ
る先生を持ちたい、そこで先生の日と
いうものを制定し、その日にはその地
域における先生方をねぎらい、それか
ら老師をいたわり、先師を祀る日を設
けたい、これが日本の復興における
この第一義諦であるといふことをば
熱心に唱へまして、今私の所に数回も
参つておられますが、政府は必ずこれ
には御同意なさるであらうと思ひ。信

頼すべきよい先生を持ちたい、そうし
て命を賭けてこの新しい歴史を作る
新日本の教育に當つてもらいたいとい
うことは、私は文部大臣も副総理も
考えだろうと思ひ。ところが今回のよ
うな法案が果してよい先生を作る方
に向いておるか。これは一つの威嚇立
法であり、威嚇立法なるものが及
ぼす影響は災に大きいのでありま
す。私自由党内閣に伺ひますが、今
日までよい先生を作る方向に向つて
一体如何なる御努力をなさつていら
しやいますか。共産党が一つの嫌われ
る目標となつておる。公安委員会から
頻りに教員組合に働きかける共産党の
事例等を挙げておる。これは政党内
以上は働きかけるのは当然でありま
す。どのようにも働きかけてよろし
い。一体自由党は何を以て教員組合、
教育界にお働きかけになつたか。一昨
年秋のあの強引な、予算もないのに無
理にやつた地方教育委員会の制度、昨
年の三本建のあの無運さ、あれは教員
組合中の高教組の要求を自由党が容れ
られてやられたのであります。あれ
は明らかに逆効果だと思ひ。現にこの
三月では教員の任命の上に非常に困
つておる。私はしみ／＼と現内閣が教育
者を保護し、教育のためによい立法を
し、あの得体の知れない教員組合をも
つと正しい立法の上に安定せしめて、
そうして正しい途へ導くような積極的
な方法をおとりになつたことを聞か
ないのであります。そうしてかような威嚇
立法によつて、まあこれは私はそう感
じますし、世間でもそう見ておるし、
結果はそうなる感がある。それに
つて折角ひたむきに平和なる文化國家
を民主的に作ろうとする方角への熱意

を阻止する結果を生むことをば私は恨
まれるのであります。共産党以上の働
かけをばなせおやりにならないのか。
教員においては微々たる共産党です。参
議院でも衆議院でもただ一人しかない。
須藤君が幾ら氣張つたところで一人し
かない。それに負けておるなんとい
う手はないんです。私はこういうや
うな立法によつて受ける結果を恨
む。これが果して信頼すべきいい先生を國民
が持ち得ることかどうかは、私は幾
でも論証してこれを否定する理由を持
つておる。でありますからして、こ
れをお急ぎになつてはならんと私は思
う。御援助申上げますが、一つ継続審
議にでも持つて行くか何とかして、も
つと身を入れて頂くところの御同意を
得られないか、与党のかたにもお願い
したい。副総理、あなたに私は衷情を
申上げる。私は教育者なんです。一生
教育をして参つた者であります。こ
のうちのやうなことをおやりになると
学校の教員は教師として苦しみ抜く
んです。子供に説明のしようがない。
どうにも説明のしようがないんです。
一方には憲法の精神をずつと説いて来
ておる、そうしてそれに逆行すること
き現裏の行政を見ておるといふと、教
育者は困らざるを得ない、苦しみ抜く
んです。それをいい加減にごまかすよ
うな教育者を持つことは國の不幸であ
ります。私は保守党の場末におる者で
あります。それでもいい教育者を持ち
たい、いい教育者によつていい日本を
作りたいという熱意に燃えておる。か
ような強引に見える手段によつてこの
法案を片付けようと思はれることには
私は心からなる憤りを感じます。さよ

うな意味におきまして、副総選にも、与点のかた／＼にも、文部大臣にも御再考を煩わしたい。

○国務大臣(緒方竹虎君) 只今の、国の将来のために次の世代の教育、それに對して非常な関心を寄せられて、いい教員を持たないといふことは私どもとしても全然同感であります。

この法案についてもいろいろ御批判があらうと思いますが、先ほど来申し上げるように、十分に御審議をお願いいたしたい。それは政府の主観だと言われるかも知れませんが、政府としては一つの信念を持って提出いたしてあるのであります。それについて御審議は徹底的にお願いいたしたいと考えておりますと同時に、ただ私先ほど申しましたように、ほかの委員会以上にこの委員会においては熱心に御討議があつておると聞いておりましただけに、今松原さんのお述べになりましたことも相当程度達せられつゝあると、かように考えておるのであります。なお、この上にも十分に御審議をお願いすべきことは、これは申すまでもないことと考えております。

○高田なお子君 政府は今度重要法案を審議するために指揮権を発動され、参議院の院議は、正しからざる理由を以て、決議を以て上げたわけでありませう。緒方さんはこれに對して、今後の戒めとするという言葉を以て院議に報いられたと思つております。私は政治は常に道義の上に立たなければならぬ。このことは何よりも私は否むことはできない。私はこれは原則だと思ふ。特に私が緒方副総選に強く御質問申し上げたいことは、教育二法案も又この重要法案の中に入つておるわけ

でありまして、教育の真髓とするところは、いずれが正しいか、いずれが正しくないか、即ち、真理の追求それ自体が教育の目標でございませう。従いまして、たとえ政府が重要法案と仰せられましても、教育のこの真理を追求するといふことが、この教育の精神に我々が忠実である場合には、政府は当然今日院議によつて追及されておるところの正しからざる手段方法といふものを改めて、然る後に教育法案といふものを審議することが、私は政治家としての常道だと考えるわけでありませう。他の法案とは全く性格が違ふ。

日本の青少年に及ぼすところまことに重大であるこの法案は政府がみずからの襟を正して、正しき立場に立つその上に立つて私は進められるのが常道ではないかと思つておる。これに對します緒方副総選の御見解をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(緒方竹虎君) 今回の措置が、指揮権発動の措置が正しいか正しくないかといふことに對して、参議院で御批判をお持ち下さることは勿論自由であります。政府は正しいか正しくないかといふことは、これは法律に違反しているか違反していないかといふことを基準にするよりよいやうがないのであります。それ以上の政治的批判もこれも勿論あると思ひます。この政治的批判に對しましては、政府はどこまでもその批判を避けるやうにいたしません。又そのよつて生ずる責任は政府で全面的に受けて行くつもりでございます。それから、ただ政府の念願としまして重要法案を通過せしめるために、政府としては捜査の内容にはたび／＼繰返して申しておりますように決し

て干渉もいたさなければ斥迫もいたしません。ただ重要法案を通過させるために逮捕を延期する、こゝういふ意味でこれは指揮権の発動を行なつたのでありまして、政府としては無論政治的な考案に基いたものではありますけれども、正しくないことをしているのだとは考えておりません。

○高田なお子君 それは勿論法の前に立たなければその正、不正といふことはわからないかも知れませんが、けれども国民の目はこれに全く正しいといふ考案をもつておらないと思ふ。そのことは、緒方副総選も御承知になつて今後の戒めとするといふ御答弁をなすつたと思つておる。これをここで私は論議するといふ考案は持つておらないわけでございますから、ただ事を急ぐのあまりに正しさを求めるところの殆んど重大な質疑も交されずに、これを先きを急ぐといふやうなことであつてはならない。十二分に飽くまでも正しい方向に持つて行くために政府は又協力しなければならぬ。これは当然だと思ふ。政治的な情勢や政權の危機のために頻かむりして済ますなどということは全く天人共に許さぬことである。この法案がそのことによつて通つたといふことになれば、共に私は日本の歴史を汚すものであると思ふ。緒方副総選は日本の歴史を汚すといふやうなことをなさらないでござらうといふことを私は信じていたのでございませう、これに對する御答弁を頂きたいことが一つ。

それからもう一つ、ついでもございませうが、実はかね／＼私も吉田総選に對しまして、非常な重要な法案で

あります。故に是非一度は本委員会に御出席を煩わして頂きたい、一日千秋の思いで実は待ち焦れたわけでございます。併し御病状ままならずといふ理由を以て本日なお御出席頂くことができません。承るるところによると、昨日天皇誕生の日にあつて宮中にお出ましがあつたように聞いております。

天皇の誕生を祝されることはこれは結構でございます。ところが、事日本の青少年の将来に及ぼす重要な教育法案の審議に當つて一回もお顔をお見せにならないといふことは、これは怠慢の誇りを免れ得ないのではないかと、今日午後からでも遅くはないから何とか緒方副総選の御努力を以てして我々のかの希望をお伝え頂き、この委員会に御出席して頂くことができないものかどうか、この点をお伺いいたします。

○国務大臣(緒方竹虎君) 最初の十分の質疑をさせてこの法案を通過させるのはこれは甚だよくないといふ御意見と取りましたが、それは勿論でありまして、私の委員会の審議に始終出席してございませうでしたが、今日までほかの委員会と比べて相当よく議事が進行せられておると、従つて質疑も十二分に行われておると、かように解釈いたしておつたのであります。その点につきまして政府が重要法案の成立を急ぐためにどうといふことは、無理をしようといふやうなことは考えておりません。

○須藤五郎君 私は総選に對する質問を持つていますので、この総括質問中に總理が出席されるものと理解して總理に對する質問はいたしません。本日副總理は幹事長が逮捕されることは政府の致命傷になるといふことを発言しておられる。ところが私はちよつと理解の行かん点がありますが、逮捕の對象になつたといふことがすでに私は政府の致命傷であるべきだと思つておる。ところが逮捕の對象になつたといふことは一向政府の致命傷といふやうに考へないで、単に逮捕されると致命傷になるというやうな物の考へ方がどうも私たち文部委員会の委員としては受取れないのですが、それに対する副總理の考へ方を私は伺いたいといふことが一つ。

それから伺へますと、逮捕を遅らすために会期の相当長期の、大幅の延長を政府は考へているといふことを私は聞かれました。その点に對して副總理のお考へを伺いたい。

○国務大臣(緒方竹虎君) 逮捕の對象になつてゐるということも、これは勿論政党内閣の下において面白くないこととあります。であります。逮捕を延期するために、なお国会の運営に當り得るせめてその事態を確保しておきたい、重要法案の審議のめどのつくまで確保しておきたいといふのが諸般の措置をとつた動機の一つであります。従つて逮捕ができない、事実上逮捕ができないように会期は大幅に延長するといふやういふことは考へておりません。

○須藤五郎君 政府は最初この汚職の問題が起つたときに、或る段階に來たら政府は責任をとるということをはつきり言明している、本会議で……その或る段階というのには幹事長に累が及んだときとか、いわゆる大物に累が及んだときには政府として責任をとるというふうに我々は解釈しておつた。ところがたまたま、幹事長にその累が及んで來た。これだけで政府は責任をとるのが当然ではないでしようか。ところが逮捕されると致命傷になるから逮捕だけは拒否した、こういう物の考え方は私は政府の道義心、政治的責任觀念というものに大きな疑いを持つのです。全然これでは責任觀念はゼロだと言われても仕方ないのではないか。こ

ういう國民感情に納得の行かない行動を政府がとつておつて、一方で重要法案だ重要法案だと言いつつながら教育に大きな影響を及ぼすこの法案をこんな状態の下で審議を進めて通すということ、私は大きな不当なことではないかと思うのです。そこで私は逮捕をされなければ責任を感じないのか、致命傷にならないのか、逮捕の対象となつたことはもうすでに政府の致命傷であつて、すべてが本会議において言明したごとく責任をとる段階ではないかという

ことを私は質問しているのです。もう一遍お伺いしたい。

○國務大臣(緒方竹虎君) 總理大臣から私も国会におきましては、この汚職問題の全貌が明らかになつたときに善処をするということをお願いして参つておりました、幹事長が逮捕の対象になつたときに責任をとるというふうなことを言つたことはございませ

ん。勿論先ほど申しましたように逮捕

の対象になつておるといふことは好ましいことではありませぬけれども、政府が今まで言つておつたことと違つてやないか、すでにそれが政府が投出す段階に來ておるじやないか(その通りです)と呼ぶ者あり)というふうには考えておりません。

○須藤五郎君 もう一遍重ねて伺いた

いが、逮捕されると致命傷になるの

が……

○委員長(川村松助君) 永井君發言し

て下さい。

○永井純一郎君 副總理に是非もう一

点だけお伺いをしておきたいと思いま

す。

それは先ほど岡さんからもちよつと

質問がありまして、どうもやはりはつ

きりしないのですが、それはやはりこの池田・ロバートソン會談の内容についてであります、これは実は文部大臣が「私はそういうことを知らない」というお答えがあるのです。それから又「それと関係は二法案はないと思

う」、いろいろ、何回もお尋ねしても大体そういう答弁しか文部大臣はしてお

られないのでございませう。それで今副總理はやはりこの池田・ロバートソン會談とこの二法案は直接には関係が

ないというふうにお答えになつたわけ

でございませう、これは新木前駐米大使がこれを發表したことによつて大差

叱られて結局やめられたようですが、これはまあ新聞に出てしまつて國民は

よくこの内容を知つてゐるわけなんです。發表された議事録の中にあります

ように、やはり一番中心は今後協定になつたMSA、日本の防衛と米國の援助の問題、これが中心になつて、それ

から東南アジア貿易と賠償の問題など

もやはりあの中に入つております。今

度日比の賠償等が具体的に進みつつあ

るようですが、そのほか国内政策に入

つてインフレの問題と同時にこの教育

の問題が非常に問題になつて、あの議

事録の中にはつきり書いてあります。そ

うしてこれらの、特に私どもはそれを再準備の努力をされると、こ

う言います、百歩譲つて言葉を自衛力を漸増して行く、或いは防衛努力を完全に實現して行くというふうな政府の表現の言葉でも結構ですが、その防衛努力を實現して行く上で四つの非常に大きな制約があるということを、私的會談

とこ言われまします、いづれにしてもその會談で認めておるわけでは

ない、それは憲法上の制約が第一、九条、これが一つであり、次に政治的、社会的制約として占領後八年に亘つて

日本の、特に青少年が武器をとらないという教育を受けたことが非常に痛い

ということはつきり言つてゐるわけ

なんです。それから経済的制約としてやはり再準備をして行く上には國民所得の問題、或いは特に私どもが何回も

緒方さんにお願ひをいたしました災害復旧の問題、こ

ういつたものが非常に大きな制約になるというこ

とも日米両

方を認めてお

る。それからもう一つは

實際的な制約として速急に今の青少年

を短期間に軍事目的のために募集する

ことは、共產主義の滲透等の問題がある

ことを認めておるようございませうな

併しながらそういう四つの制約がある

にもかかわ

らず、日米兩國は防衛力を

作るために今後数年に亘つて軍事援助

を受けながら協力してやつて行きた

いということと同時に、教育と広報に

よつて日本の愛国心と自衛のための自

発的精神を青少年に植へ付けるように

して行きたいというこの二つを非常に

重要な、如何なる制約があつてもこ

れをやつて行くのだということを、ま

あ私的會談ではあるかも知れませんが

申合はせたくせう。そこで私は、

國民が皆これをもう知つておるわけ

なんですから、そこで文部大臣が御答

弁になりませぬ、知らないとおつしや

から、そこを副總理、總理大臣に確

めたところ

を、少くともこれを尊重してやはりこの

線に沿つて政府は今後の政策を、正式

の決定ではないかも知れませんが、こ

の線に沿つて、又この私的會談を尊重

して行こうというお考えには私は違ひ

ないと思つてゐますが、その点をその

程度でよろしうございませう、お伺い

しておきたいと思つてゐます。

○國務大臣(緒方竹虎君) 私は私的會

談であるだけにそれは拘束されること

はないと思つてゐます。それは恐らく池

田・ロバートソンの間にそういう話が出

た。それを项目的に並べてコミュニ

ケとしてまとめたものだろうと考へる

のであります。今の教育上愛国心を涵

養したいというやうなことは、そ

ういふコミュニケと離れても私どもの頭

に何らかそれに基づいてそういうコミュニ

ケが出たからこれをやろう、こ

ういふ法案を作ろう、作成しようといふこ

とは因果的に實際問題として全然なかつ

たのが事實であります。

○永井純一郎君 おつしやるようにそ

れと直接關係を持たして教育二法案を

提出されたものではない、まあ仮

に、仮にではない、副總理がそう言

れるのだからさうだと思つてゐます。が併

し、その結果から見ると、この教育二法

案は私が伺つたところでは、この教育

二法案が通ることによつて、この結

果から見るとこの池田・ロバートソンの

會談のこの共同コミュニケの發表され

た内容に沿つて結果にはなる、沿つて行

けるものだ、結果から見ると、こ

ういふことはこれはどうしてなると思

ふ。この点はどうか。

○國務大臣(緒方竹虎君) その池田・

ロバートソンコミュニケと今度の法案

との間には關係がないといふことは多

分さうだといふふうにお認め下さ

つたやうであります、私は日本の教

育法案に限りませんが、特に外國の、

これもアメリカに限りませんが、外國

の影響下にそれが制定されるといふこ

とは、すでにさういふことはなからう

とお認め下さつた以上、實際にそれと

結びつけて考へて頂かんことが將來日

本の教育を確立して行きます上に非

常に私は重要ではないかと思つてゐ

ります。世界が一つになるといふこ

ともよく言われましますけれども、今の世界

の現実に面しては、やはり國民的な教

養といふことを考へて参らなければな

りませぬし、國の獨立の裏付けとして

やはり教育の國としての獨立といふこ

とも鋭くまでこれは尊重しなければな

らんののであります、その点につ

きましては、さういふコミュニケが仮に

ありましようとも、それと結びつけて

考へることは避けなければならんと思

います。

○永井純一郎君 それで私が申し上げた

ことは、たとえこの池田・ロバート

ソン會談といふやうなことがなくて

も、私がお伺いしたいことは、今日本

第七部 文部委員会會議録第三十二号

昭和二十九年四月三十日

【參議院】

七

の独自の立場から考えて、日本の教育は防衛に対する責任感を青少年に持たして行くという方針をとることが日本の今の吉田内閣自体として必要である、こういうふうにお考えになつてゐるわけですね。そうしますと、今のお答えでは。

○国務大臣(緒方竹虎君) それは独立の精神が涵養されれば自然に起つて来ることでありまして、今のいわゆる池田・ロバートソンコミュニケからその問題を引き起すという形はとつてもいいませんし、又教育上とりたくないと思ひます。

○委員長(川村松助君) ちよつとお諮りいたします。先ほど申し上げましたように、緒方国務大臣には十二時までと約束してもらひまして、先を控えておるのであります。二十分間経過しましたので、大臣からも只今要望もありませんので、一応緒方国務大臣に対する質問は、今日のところはこの程度で打ち切りたいと思ひますが、……(「私一つ伺ひたいことがあるのです、どうせそうでしょうけれども」「議事進行」と呼ぶ者あり)……ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(川村松助君) 速記をつけて下さい。

○高田なほ子君 議事進行で発言を頂戴いたしました。川村委員長にちよつと私は苦言を申し上げたいのであります。議事進行というものがあれば、議事進行をお取上げになるのが私は前だと思ひます。(「その通り」と呼ぶ者あり)「そういふわけで私が十回も言わなければお取上げにならない。甚だ遺憾だと思ひます。婦人の発言が甚だ軽視せら

れるというところはけしからん。

○委員長(川村松助君) あなたが発言を求められたときは速記をとめて、私が議院に入る段階に入つてからです。決して高田先生を軽くなんか見るということはありません。

○高田なほ子君 懇談でありましようとも、議事進行という声がかかれば、これはまあお取上げになるのが当り前です。一回も言わせずに恥をかかせるものじゃないですよ。恥です。

○委員長(川村松助君) 恥をかかせたとは思ひません。

○高田なほ子君 本論に入ります。緒方副総理は先ほど私の質問に対して、吉田首相が是非出席して頂けるように、こゝろ私は申し上げたところが、直ちにそういふことを伝えて協力をする旨の御発言がございました。(「その通り」と呼ぶ者あり)私は緒方副総理の御返答を諒といたしますが、併しながいづつまでたつても又御返事がないというのでは、ミイラ取りがミイラになるようなことではこれは困る。今日是非本日中に御出席になれるかなれないかというのを午後間に御返答頂くことと共、若し御出席頂けないというのでありますれば、私は日本の教育方針というものの岐路をこの決案の上に感じておる一人でございます。然るが故にどうしても吉田首相が御出席なれないという尋常の理屈が通りますならば、代りまして緒方副総理の出席を私は時にお願いいたしますが、この点について委員長におかれましては適宜な措置をおとり頂きますよう、緒方副総理におつしやつて頂きたいと思ひます。同時に緒方副総理からも御返事を賜りたいと思ひわけです。

○国務大臣(緒方竹虎君) 午後には御返事をいたします。

○委員長(川村松助君) 午後には返事があるそうです。(「休憩」と呼ぶ者あり)

○高田なほ子君 若し吉田総理がお見えになれないということがあれば、今度は緒方副総理が代つて出席頂きますようをお願いいたします。どうぞ委員長もお諮り願ひます。(「私も賛成」「休憩」「二時まで休憩だ」と呼ぶ者あり)

○委員長(川村松助君) お任せ願ひまして、この上の折衝を尽くさせて頂きたいと思ひます。(「お願いいたします、どうぞよろしく」と呼ぶ者あり)

この程度で休憩いたしたいと思ひますが……。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(川村松助君) 御異議がなければ、休憩いたします。

午後二時二十六分休憩

午後二時五十一分開会

○委員長(川村松助君) 午前中に引続き再開いたします。

○高橋衛君 これにて一切の質疑を打切ることの動議を提出いたします。(「田中啓一君」「賛成します」と述べ)

〔「そんなむちゃなことをやるな」「余りにも非常識だ」「委員長に任せろ」「むちゃやないか」と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、議場騒然〕

○委員長(川村松助君) 只今高橋君から提出しております動議の、教育二法案の審議につきましては、一切の審議を打ち切つて、質疑を終了したいという意味の動議が出ております。賛成者があ

りまして、動議は成立いたしました。〔「していない」「むちゃなことをするな」と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、議場騒然〕

○相馬助治君 議事進行。今の動議が出て、賛成者があつて、動議が成立しているという委員長のお言葉ですが、私は、これは今までの審議過程から考へてみて極めて遺憾なことだと思ひます。当委員会は、衆議院から法案が回付されてから、議事運営に関しては理事會が中心となつて今日まで運んで來ました。私もできるだけの法案の重要性に鑑みて、今日まで議事進行には協力して参つたつもりです。そこで委員において明らかになつておりますことは、私もが質疑に反対するとか賛成するのではなくて、この法案の重要性に鑑みて、内閣総理大臣の御出席を煩わして質疑をしたいという一点と、今問題になつておるの

は衆議院回付、即ち三派協定案であるから、その立案者である日自党乃至は改進党の意思をこの委員会においてお尋ねしなければならぬというところ、この二点は委員長において処置する旨が正式に宣言されていると思ひます。然るにもかかわらず、この内閣総理大臣の出席の問題並びに衆議院における修正者の意向というものが、それが開陳される機会が未だなく、而もその前後の報告がなされずして高橋委員から質疑打ち切りの動議が出ておられますが、高橋委員がさうなる意見を申すことは自由です。この動議に賛成することも御自由です。併し、委員長におかれては少くとも御努力なすつたと存じますので、内閣総

理大臣の本委員会における出席はどうなつておるか。又修正案について、この三派協定の線に従つて日本自由党乃至は改進党からの出席は如何になつておるか、これらのことが報告されて、その上において議事は進行するものと期待したのであります。然るにもかかわらず、今の動議が成立し、この動議の可否がこゝで決定するということになりまうという、折角重要法案をめぐつて今日まで進捗して参つたこの姿が刷れますので、私は鋭くまでも、日本の文教政策の一大転期をなすと言われるこの両法案のために、公正を以てなる川村委員長の善処をお願いいたします。

○委員長(川村松助君) 只今の相馬君の御質問に対してお答えいたします。総理大臣は本日は外交関係の事情で、どうしても出席がなしかつた。又副総理は他の所用のために午後の出席は遺憾ながら席じかねる、こういう御答弁でありました。

なお念のために申し上げますが、大連文部大臣も総理、副総理の出席のために奔走しまして、親しく先刻目黒の公邸に行きまして、事情をお話ししましたが、どうしても事情が許さない、こういう状態になつております。

○相馬助治君 連関してもう一点……川村委員長の今の報告はわかりました。而も内閣総理大臣並びに副総理の出席に關して大連文部大臣まで努力されて、これが出席を德意したという事実も認めます。その誠意も認めます。併しながら、それは只今のこの段階では出られないということなのであつて今後のことをこれは含んでいないと思ひうのであります。従つてまだ会期中で

ありまして、動議は成立いたしました。〔「していない」「むちゃなことをするな」と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、議場騒然〕

○相馬助治君 議事進行。今の動議が出て、賛成者があつて、動議が成立しているという委員長のお言葉ですが、私は、これは今までの審議過程から考へてみて極めて遺憾なことだと思ひます。当委員会は、衆議院から法案が回付されてから、議事運営に関しては理事會が中心となつて今日まで運んで來ました。私もできるだけの法案の重要性に鑑みて、今日まで議事進行には協力して参つたつもりです。そこで委員において明らかになつておりますことは、私もが質疑に反対するとか賛成するのではなくて、この法案の重要性に鑑みて、内閣総理大臣の御出席を煩わして質疑をしたいという一点と、今問題になつておるの

す。而も理事会の決定線その他を考えればここで唐突に高橋委員の動議が出るというようなことは、我々は予期しなかつたのでありまして、然らば吉田首相はいつここにおいでになるか。今日のうちにおいでになれるのか。なれないとしたならば、いつ頃おいでになるか、これらの点について当然お尋ねになつたと思ひますが、そのことをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○委員長(川村松助君) 私は今日のこゝとだけを確認して参りまして、今後のこと、つまり明日からのことまでは伺いません。

〔動議は成立しない〕と呼ぶ者あり

〔田中清一君〕動議はすでに出て成立しているのではありませんから、速かに採決に入るようにお取計願ひたいと思ひますと述べ

〔むちやを言うな〕むちやだ、賛成、反対の段階に至らないじやないか打切るにしてももつと打切り方がある』まじめにやろうじやないか』と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、議場騒然

○荒木正三郎君 我々がこの法案の審議に當りまして、吉田総理の出席を要請しておつたことは、これは今に始まつたことではございません。前にも申し上げましたが、この法案が本会議に上程されました際に、我々といはしましては、吉田総理の出席を求めたのでござい

ます。併しその際、吉田総理が所用のため出席できないということであつて、併しその際は、この法案が文部委員会において審議されているその途上において必ず出席するように努力するということは、与党の委員もひとし

く述べられたところであつて、この点は文部委員会の理事会においても、前から川村委員長の善処を要望しておつたところでもあります。ところがこの最終段階に至りまして、大連文部大臣の御努力にもかかわらず、吉田総理の出席ができなかつたということは非常に遺憾であります。これは私はやむを得ないとしても、当然総理の代理として緒方総理は出席されなければならんと思ひます。(高田は子君)それは肯定されているのです。それを語らなければならぬと述べ)先ほど川村委員長は緒方副総理の出席できない理由は、他に所用があつてということだけでありまして、それだけではなかつた納得しがたい点がございますが、で、是非やはりな一層の御努力をお願いして、短時間でも結構ですから、緒方副総理の出席を要請して頂きたい。(賛成)と呼ぶ者あり

それから先ほど相馬委員からも述べられました、やはりこの法案は衆議院において若干の修正を見ております。その点についても簡単な質疑が必要であるということ、前々から話し合ひをしておつたところでもありますので、やはり衆議院の修正者の出席を求めて若干の質疑をしたい、そういうふうに考へておりますので、今突然質疑の打切りの動議が出ましたが、これは今までの経緯から考へましてどうも納得しがたい点がありますので、この点は一ツ文部委員長において善処をして頂きたい。(その通り)と呼ぶ者あり)かように考えます。(お願ひいたします)と呼ぶ者あり

○委員長(川村松助君) 委員長といたしましては、法規上動議が出まして成立いたしました段階では、一応これに對する賛否を語らなければなりません。つきましては、高橋君提案の動議に(委員長、委員長)と呼ぶ者あり)御賛成のかたの御起立をお願いします。(発言を要求していますよ)それは駄目ですよ)と呼ぶ者あり

〔賛成者起立〕

○委員長(川村松助君) 多数でございます。(今までの話が違ふ)と呼ぶ者あり)高橋君の動議は成立いたしました。(話が違ふ)それはむちやだ、それじゃ何のために理事会をやつて来たんだ、絶対承知できないよ、理事会やつたじやないか打切り方が悪い、むちやくちやだ』と呼ぶ者あり、その他発言する者多く、議場騒然

暫時休憩いたします。

午後三時二分休憩

〔休憩後開会に至らなかつた。〕

昭和二十九年五月七日印刷

昭和二十九年五月八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局